



平成 30 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星  
代 表 者 代表取締役社長 塚本聡一郎  
( J A S D A Q ・ コード 5 8 2 0 )  
問 合 せ 先 執行役員総務部長 松山 元  
電 話 番 号 0 6 - 6 7 6 2 - 6 9 5 3

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 73 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに業務執行取締役でない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう現行定款第 29 条を変更するものであります。

なお、現行定款第 29 条の変更に关しましては、各監査等委員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

（下線部分は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（社外取締役の責任限定契約） 第 29 条</p> <p>（新 設）</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除） 第 29 条</p> <p>当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2.</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

#### 3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 26 日（火）

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 26 日（火）

以 上